



新計画の位置付けについて

平成16年10月22日

1. 原子力長期計画

- 原子力委員会は、原子力基本法第4条に基づき、「原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため」に設置され、原子力委員会設置法第2条により、「原子力利用に関する重要事項に関する」事項について、企画、審議、決定することをその所掌事務としている。
- 原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画は、この法律の第1条に示される目的を達成するための国の施策が計画的に遂行されるのに必要かつ有効であるとの判断から、原子力委員会が策定してきているものである。

【参考1】原子力基本法(関連部分)

第1条 ……原子力の研究、開発、利用を推進することによって、将来のエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

第4条 原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。

2. 原子力長期計画の役割

- 累次の長期計画は、原子力発電、核燃料サイクル、放射線利用などの各分野における国の施策の基本的な考え方と、これに基づく研究開発、誘導、規制の各施策の方向性を示すものであり、原子力行政を担当する各行政機関が別途判断、決定して実施する研究開発、規制、誘導方策の策定指針として、これらが政府全体として整合的、計画的に行われるようにするために重要な役割を果たしてきた。
- 長期計画は、「国の施策」のみならず、提供、誘導、規制の対象となるべき民間事業者の行為についても述べている。ただし、以前の長期計画においては、この記述に民間事業者への義務付けとも読める表現が用いられていたが、現行の長期計画では、これらは民間事業者の行為のあり方に対する「期待」として整理されている。

国の施策とは、各行政機関が行う規制・誘導方策の立案・運用や、中期目標に基づいて独立行政法人が行う研究開発などである。

3 . 新計画に示すべきもの

- 政府の各行政機関が行う研究開発・規制・誘導方策の立案や運用を行う際の指針として機能するよう、新計画においては、原子力の各分野の研究、開発、利用のあり方について、国の基本的な考え方を示すことが最も重要である。
- さらに、この基本的な考え方を実現するために必要なものについては、各分野における個別具体的な研究開発、規制、誘導方策の方向性を示すことが適切である。
- 民間事業者の活動については、こうした基本的考え方や国の施策の方向性を提示するに当たって想定されるものについて、必要な範囲で提示することが適切である。その際にも、新計画により、民間事業者に対して義務を課すなどの拘束力を持たせる表現は避けることが適切である。
- なお、各行政機関が新計画で示された指針を踏まえて個別具体的な方策の立案や運用を行うに当たっては、新計画のみならず、他の様々な政府の決定・計画を踏まえる必要がある。このため、他の決定・計画と整合的でない新計画を策定する場合には、政府において別途、各決定・計画間の調整をおこなったうえで、統一のための意思決定を行う必要がある。